

四日市市告示 第180号

四日市市特定生産緑地指定等に関する要綱を次のように定める。

令和3年 3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市特定生産緑地指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。）に規定する特定生産緑地の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令及び施行規則で使用する用語の例による。

(指定の要件)

第3条 特定生産緑地に指定できる生産緑地地区は、法第10条の2第1項に規定する要件に該当する生産緑地で、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申出基準日から起算して2年前の日が経過した生産緑地地区であること。
- (2) 300㎡以上の一団の生産緑地地区であること。
- (3) 10年間農地として適正に維持管理することができると認められること。
- (4) 法第3条第4項に規定する農地等利害関係人の同意が書面により得られていること。

(指定の申出)

第4条 四日市市長（以下「市長」という。）は、法第10条の2第1項の規定に基づき生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該特定生産緑地に指定しようとする生産緑地地区の所有者から、特定生産緑地指定意向確認書兼指定申出書（第1号様式）、特定生産緑地指定同意書（第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、申請させるものとする。

(指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地地区の所有者（以下「提案者」という。）は、特定生産緑地指定提案書（第3号様式）に、特定生産緑地指定合意書（第4号様式）、施行規則第8条第1項各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

る。

(指定)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の申出又は第5条に規定する指定の提案があった生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、当該生産緑地の申出基準日までに都市計画審議会の意見を聴いたうえで指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による特定生産緑地の指定をしたときは、法第10条の2第4項に基づき公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第5条に規定する指定の提案があった生産緑地地区について、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書(第6号様式)により提案者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定する通知をする場合は、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(指定の解除)

第7条 市長は、法第10条の6第1項に基づき、特定生産緑地の指定を解除したときは、法第10条の6第2項に基づき公示するとともに、特定生産緑地指定解除通知書(第7号様式)により、農地等利害関係人に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(都市整備部都市計画課)

# 特定生産緑地指定意向確認書 兼 指定申出書

整理番号	
------	--

四日市市長 宛 下記の生産緑地について、特定生産緑地指定に関する意向を申出します。 また、特定生産緑地の「指定を希望する」または「一部のみ指定を希望する」生産緑地については、特定生産緑地指定同意書などの必要書類を添えて申出します。	申出年月日
	令和 年 月 日

申出者	住所	〒		
	氏名		連絡先	

申出番号	指定意向 申出欄	所在・地番	地積 (㎡)	申出基準日 (※注1)	主たる従事者（※注2）		
					住所	氏名	生年月日
1	希望する 希望しない						
2	希望する 希望しない						
3	希望する 希望しない						
4	希望する 希望しない						
5	希望する 希望しない						

留意事項	※注1：生産緑地の指定の告示から起算して30年が経過する日。 ※注2：当該農地を適正に管理し、農業に従事するもの。 （農業委員会備付けの農地台帳の「世帯及び世帯員の状況」欄、「借受者(小作者)」欄、または小作台帳に氏名が記載されているものに限る。） 土地の数が多く表に収まらない場合、裏面にも記載がありますので、ご確認ください。
------	---

農地 番号	指定意向 申出欄	所在・地番	地積 (㎡)	申出 基準日	主たる従事者		
					住 所	氏名	生年月日
6	希望する 希望しない						
7	希望する 希望しない						
8	希望する 希望しない						
9	希望する 希望しない						
10	希望する 希望しない						
11	希望する 希望しない						
12	希望する 希望しない						
13	希望する 希望しない						
14	希望する 希望しない						
15	希望する 希望しない						

# 特定生産緑地指定同意書

整理番号	
------	--

四日市市長 宛

「特定生産緑地指定意向確認書 兼 指定申出書」（第1号様式）において意向を示した、特定生産緑地への指定に同意します。

申出者	住所	氏名	
申出番号	権利種別 該当権利に○	権利者	
		住所	氏名 【実印】
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
留意事項	<p>※土地所有者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。</p> <p>※農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、裏面をご利用ください。</p> <p>※所有権及び抵当権以外の場合は他（ ）内に権利名称を記載してください。</p> <p>※相続税等の納税猶予の適用により財務省(大蔵省)等が抵当権者となっている場合は、<b>当市で一括して同意を取得しますので押印は不要です。</b></p>		



# 特定生産緑地指定提案書

整理番号	
------	--

四日市市長 宛	提案年月日
下記の生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地指定に指定することを提案します。	令和 年 月 日

提案者	住所	〒		
	氏名		連絡先	

申出番号	指定意向 申出欄	所在・地番	地積 (㎡)	申出基準日 (※注1)	主たる従事者（※注2）		
					住所	氏名	生年月日
1	希望する 希望しない						
2	希望する 希望しない						
3	希望する 希望しない						
4	希望する 希望しない						

提案理由	
------	--

留意事項	<p>※注1：生産緑地の指定の告示から起算して30年が経過する日。</p> <p>※注2：当該農地を適正に管理し、農業に従事するもの。                  （農業委員会備付けの農地台帳の「世帯及び世帯員の状況」欄、「借受者(小作者)」欄、または小作台帳に氏名が記載されているものに限る。）                  土地の数が多く表に収まらない場合、裏面にも記載がありますので、ご確認ください。</p>
------	--

農地 番号	指定意向 申出欄	所在・地番	地積 (㎡)	申出 基準日	主たる従事者		
					住 所	氏名	生年月日
6	希望する 希望しない						
7	希望する 希望しない						
8	希望する 希望しない						
9	希望する 希望しない						
10	希望する 希望しない						
11	希望する 希望しない						
12	希望する 希望しない						
13	希望する 希望しない						
14	希望する 希望しない						
15	希望する 希望しない						



# 特定生産緑地指定合意書

提案 年月日	
-----------	--

四日市市長 宛

「特定生産緑地指定提案書」（第3号様式）において提案された生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地として指定を提案することに合意します。併せて、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することに同意します。

提案者	住所	氏名	
申出番号	権利種別 該当権利に○	権利者	
		住所	氏名 【実印】
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
	所有権 抵当権 他（ ）		印
留意事項	※土地所有者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。 ※農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、裏面をご利用ください。 ※所有権及び抵当権以外の場合は他：（ ）内に権利名称を記載してください。		



様

四日市市長

特定生産緑地指定通知書

下記の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することとしましたので通知します。

なお、特定生産緑地としての法的効力が生じるのは申出基準日（ 年 月 日）以後であることに注意してください。

記

特定生産緑地番号	所在・地番	面積

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法第10条の4第1項に基づく特定生産緑地に指定の提案（ 年 月 日付 特定生産緑地指定提案書）について、次のとおり指定をしないこととしましたので、通知します。

記

提案 年月日	提案生産緑地 所在・地番	提案 面積	指定しない理由

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

四日市市長

特定生産緑地指定解除通知書

次の特定生産緑地については、生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで解除しましたので、通知します。

記

特定生産 緑地番号	特定生産緑地 所在・地番	特定生産 緑地面積	解除の理由

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。